

令和6年7月18日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年7月25日(木)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和6年7月9日(火)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和6年7月11日(木)
- 3 行政文書開示請求書に記載された事項
公証人の任命状況(定員、現在員、年齢・前職別内訳)の推移及び指定公証人(法務大臣から指定された電子公証を取り扱う公証人)の数(令和6年1月以降の最新版)
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に近いと思われる行政文書として、以下の行政文書を保有しています。

公証人の任命状況(定員、現在員、年齢・前職別内訳)の推移(平成26年度～令和5年度)及び指定公証人(法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人)の数(令和5年度)

なお、行政文書開示請求書に「令和6年1月以降の最新版」と記載されているところ、法務省本省で保有している行政文書は、令和6年2月に作成した、令和5年12月1日までの推移及び数を記載したものが最新版となります。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

- 5 開示請求手数料について
上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領しておりますので、過不足はありません。